

◎指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件
 新旧対照条文

○指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省令第七百七十一号）
 ○指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七百七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの及び同令第四十四条第一項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準該当居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 同行援護従業者養成研修（視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時において、当該障害者等に行い、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うことに関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第三又は別表第四に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者</p> <p>五 行動援護従業者養成研修（知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であつて常時介護を要するものにつき</p>	<p>第一条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七百七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの及び同令第四十四条第一項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準該当居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 行動援護従業者養成研修（知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であつて常時介護を要するものにつき</p>

、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第五に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

六・七 (略)

八 平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

九〇十一 (略)

十二 平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であつて、平成二十三年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十三〇十八 (略)

第二条 (略)

別表第一・第二 (略)

別表第三(第四号関係)

区分	科目	時間数	備考
講義	視覚障害者(児)福祉サービス	一	
業務	同行援護の制度と従業者の	二	

、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

五・六 (略)

七〇九 (略)

十〇十五 (略)

第二条 (略)

別表第一・第二 (略)

演習	障害・疾病の理解①	二	
	障害者(児)の心理①	一	
	情報支援と情報提供	二	
	代筆・代読の基礎知識	二	
	同行援護の基礎知識	二	
	基本技能	四	
	応用技能	四	
合計		二〇	

別表第四(第四号関係)

区分	科目	時間数	備考
講義	障害・疾病の理解②	一	
	障害者(児)の心理②	一	
演習	場面別基本技能	三	
	場面別応用技能	三	
	交通機関の利用	四	
	合計	一二	

別表第五(第五号関係) (略)

(注)
この表に定める研修の課程は、別表第三に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。

別表第三(第四号関係)

(略)